

令和8年度
一般廃棄物処理実施計画書

熱海市

市民生活部 環境課 環境センター管理室

目次

第1章	令和8年度一般廃棄物処理実施全体計画	1
第1節	目的	1
第2節	計画期間	1
第3節	計画範囲及び面積	1
第4節	市町村の概況	1
第5節	計画処理区域の一般廃棄物処理量	1
第2章	令和8年度一般廃棄物搬出抑制・再資源化実施計画	3
第1節	ごみ減量化の啓発事業	3
第2節	再資源化の方法	4
第3章	令和8年度一般廃棄物収集運搬実施計画	6
第1節	収集運搬計画	6
第2節	廃棄物の種類毎の収集運搬車両等	8
第3節	中継施設の概要	8
第4章	令和8年度一般廃棄物中間処理実施計画	9
第1節	中間処理計画	9
第2節	中間処理施設の概要	11
第3節	中間処理施設の整備計画	12
第5章	令和8年度一般廃棄物最終処分実施計画	13
第1節	最終処分計画	13
第2節	埋立処分地の概要	13
第3節	埋立計画	13
第4節	最終処分場整備計画	14
第6章	令和8年度生活排水処理実施計画	15
第1節	生活排水処理計画	15
第7章	令和8年度広報啓発活動実施計画	17
第1節	廃棄物処理関係	17
第2節	生活排水処理関係	18
別添ー1	令和7～8年度 熱海市一般廃棄物処理許可業者一覧	19
別添ー2	最終処分場計画埋立地区図面	20

第1章 令和8年度一般廃棄物処理実施全体計画

第1節 目的

本計画は、一般廃棄物の発生及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の第6条第1項及び、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）により定めるものである。

第2節 計画期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

第3節 計画範囲及び面積

1. 処理区域 熱海市全域
2. 面積 61.70km²

第4節 市町村の概況

	人口	世帯数
定住	32,614 人	20,768 世帯
移動	3,151 人	-
計	35,765 人	-
備考	1,987 人	夏季海水浴客数1日平均

第5節 計画処理区域の一般廃棄物処理量

1. し尿・浄化槽汚泥

単位：kℓ

し尿	浄化槽汚泥	浄化槽汚泥排出量内訳	
		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
219	7,866	5,357	2,509

2. ごみ

単位：t

ごみの種類	排出量	ごみ排出量の内訳	
		家庭系ごみ	事業系ごみ
可燃ごみ	16,388	6,693	9,695
不燃ごみ	0	-	-
資源ごみ	2,750	2,668	82
粗大ごみ	465	391	74

3. 中間処理の残渣等

単位：t

廃棄物の種類	発生量	残渣等の発生する 中間処理施設
燃え殻	1,185	エコ・プラント姫の沢（焼却施設）
ばいじん	508	エコ・プラント姫の沢（焼却施設）
不燃物（破碎系）	7	エコ・プラント姫の沢（再生利用施設）
燃え殻	11	初島清掃工場

4. 収集・運搬、処理・処分の主体

		収集・運搬			中間処理	最終処分	
		直営	委託	許可業者	委託	埋立(委託)	資源化(委託)
家庭系ごみ	可燃ごみ	○	○	-	○	-	○
	不燃ごみ	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	○	○	-	○	-	○
	粗大ごみ	○	-	-	○	○	○
事業系ごみ	可燃ごみ	-	-	○	○	-	○
	不燃ごみ	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	-	-	○	○	-	○
	粗大ごみ	-	-	○	○	○	○
し尿		-	-	○	○	○	○
浄化槽汚泥		-	-	○	○	○	○

第2章 令和8年度一般廃棄物搬出抑制・再資源化実施計画

第1節 ごみ減量化の啓発事業

1. 生ごみ・食品ロス削減の啓発活動の推進

- (1) 「3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）」を推奨
- (2) 消費者庁発行の「食品ロス削減ガイドブック」を活用
- (3) 生ごみ処理機購入補助事業の推進を広報誌・SNS等の活用にて推進

2. エコ・クッキングの推進

- (1) 廃棄の少ない調理の方法や余った料理のリメイクレシピなどの情報発信を行う
- (2) エコ・クッキング教室等の開催

3. 資源化可能なミックスペーパー・ペットボトル分別徹底の促進

- (1) 広報誌・ホームページ・SNSを利用し、可燃ごみに含まれる資源化可能なミックスペーパー・ペットボトル（白色トレイ含む）の分別を促進
- (2) ミックスペーパー回収事業の説明会を市民のニーズに合わせて実施

4. 資源ごみ集団回収事業の継続・推進

5. 資源ごみ拠点回収場所の拡充

6. イベント等におけるリユース食器の利用促進

7. マイボトル・マイはし等の利用促進

8. 事業者への排出ルールของ指導及び独自の資源化を促進

- (1) 排出ルール及び資源化可能な資源物の分別について指導を行う
- (2) 独自の資源化を促進するための情報発信を行う

8. 事業者への排出ルールของ指導及び独自の資源化を促進

第2節 再資源化の方法

1. 再資源化の方法

- (1) ミックスペーパー回収事業にて回収したミックスペーパーを適切に管理し、市民や各協力団体等にトイレットペーパーとして積極的に還元する
- (2) リチウムイオン電池を安全に配慮しながら回収することで、未然に事故を防ぐとともに、適切な資源化ルートに流通するよう努める
- (3) 先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究を行う
- (4) ペットボトルやその他のプラスチック製品を元のプラスチックと同様の品質に戻す水平リサイクルの取り組みを検討する（容器包装リサイクル、プラスチックリサイクルの分別収集・資源化方法の検討を含む）
- (5) すでに実施されている、分別回収や中間処理残渣の資源化を維持するとともに、更なる分別の促進と、より経済的で効率的なリサイクラーの調査等を積極的に行う

※【参考】令和7年度 収集量実績

単位：t

資源ごみ集団回収量	113
ペットボトル収集量	44
発泡トレイ収集量	0.3

2. 再資源化量

単位：t

廃棄物の種類	再資源化量	取引先名称	所在地
焼却灰 (飛灰含む)	1,693	三重中央開発(株)	三重県伊賀市与野字鉢屋4713
		ツネイシカムテックス(株)	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1
		メルテック(株)	栃木県小山市大字梁2333番地29
缶類	86	(有)和田	熱海市春日町17-9
		(株)マルダイ	熱海市上多賀459-8
		(株)スズケイ	神奈川県足柄下郡湯河原町中央三丁目15-14
鉄くず	50	(有)和田	熱海市春日町17-9
		(株)マルダイ	熱海市上多賀459-8
		(株)スズケイ	神奈川県足柄下郡湯河原町中央三丁目15-14
破碎鉄くず	64	(有)和田	熱海市春日町17-9
		(株)マルダイ	熱海市上多賀459-8
		(株)スズケイ	神奈川県足柄下郡湯河原町中央三丁目15-14
ビンカレット	650	三栄ガラス(株)	神奈川県川崎市川崎区浅野町7-2
発泡トレイ (発泡スチロール含む)	1	(株)アタミクリーンアップ	熱海市相の原町22-4
乾電池	17	野村興産(株)	東京都中央区日本橋堀留町2-1-3
ミックスペーパー	121	コアレックス信栄(株)	富士市中之郷575番地の1
古紙類	1,379	(株)アタミクリーンアップ	熱海市相の原町22-4
		(株)マルダイ	熱海市上多賀459-8
ペットボトル	46	(株)アタミクリーンアップ	熱海市相の原町22-4
小型家電	81	(株)エコネコル	富士宮市山宮3507-19
ガラス・セモノ類	180	トーエイ(株)	愛知県知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28-1
蛍光灯	3	野村興産(株)	東京都中央区日本橋堀留町2-1-3

3. 関連施設

施設名	所在地	型式	公称能力
エコ・プラント姫の沢 (缶類選別設備)	熱海市熱海字笹尻 1804番地の8	缶類型磁選機 アルミ選別機	9t/日
エコ・プラント姫の沢 (缶類選別設備)	同上	二軸せん断回転式破碎機 衝撃せん断回転式破碎機	10t/日

第3章 令和8年度一般廃棄物収集運搬実施計画

第1節 収集運搬計画

廃棄物の種類		収集地区(排出者)	収集運搬量(t)	搬入先名称
家庭系一般廃棄物	可燃ごみ	熱海市全域	6,693	エコ・プラント姫の沢
			初島清掃工場	
	資源ごみ		703	熱海ふれあい作業所
			97	エコ・プラント姫の沢
			107	
			20	熱海ふれあい作業所
			121	製紙会社
			1,379	民間処理施設
			46	
			1	
粗大ごみ	391	エコ・プラント姫の沢		
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	熱海市全域	9,695	エコ・プラント姫の沢
			初島清掃工場	
	資源ごみ		-	熱海ふれあい作業所
			8	エコ・プラント姫の沢
			62	
			-	民間処理施設
			74	エコ・プラント姫の沢
			219	エコ・プラント姫の沢し尿等中継設備
			7,866	
			し尿	
浄化槽汚泥				

廃棄物の種類		収集頻度					収集・直接搬入方式				収集・運搬体制			
		随時	週1回	週2回	週3回	月2回	塵芥車	貨物車	普通車	吸上車	直営	委託	許可業者	直接搬入
家庭系一般廃棄物	可燃ごみ	○※2		○			○	○	○		○	2, 3, 5		○
	ビン類		○					○	○			2, 9, 15		○
	缶類		○				○	○	○		○	2, 3, 5		○
	金属類		○				○	○	○		○	2, 3, 5		○
	乾電池・蛍光灯		○					○	○			2, 9, 15		○
	ミックスペーパー		○				○				○	2, 3, 5		
	古紙類					○		○				2, 13		○※4
	ペットボトル					○		○			○			○
	発泡トレイ					○		○			○			○
	粗大ごみ			○				○	○		○			○
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	○※2					○	○	○				※3	○
	不燃ごみ	○						○	○				※3	○
	ビン類	○						○	○				※3	○
	缶類	○					○	○	○				※3	○
	金属類	○					○	○	○				※3	○
	古紙類	○						○	○				※3	○※4
	粗大ごみ	○						○	○				※3	○
	し尿	○								○			※3	
	浄化槽汚泥	○								○			※3	
													※3	

※1 別添－1「熱海市許可業者一覧」参照

※2 初島区内のみ適用

※3 別添－1「熱海市許可業者一覧」の業種区分参照

※4 搬入先は市内民間処理施設

第2節 廃棄物の種類毎の収集運搬車両等

収集運搬の主体		直営		委託業者		許可業者		計	
車両の種類		塵芥車	その他	塵芥車	その他	塵芥車	その他	塵芥車	その他
車両数	ごみ	4	5	36	23	4	12	44	40
	し尿				3		7		10
	浄化槽汚泥	-	-	-		-		-	

第3節 中継施設の概要

廃棄物の種類	し尿及び浄化槽汚泥
施設名	エコ・プラント姫の沢 し尿等中継設備
施設所有者	熱海市
維持管理の主体	熱海市
所在地	静岡県熱海市熱海字笹尻1804番地の8 熱海市エコ・プラント姫の沢内
型式	-
公称能力	受入槽 $15\text{m}^3 \times 2\text{槽} = 30\text{m}^3$ 、貯留槽 $50\text{m}^3 \times 2\text{槽} = 100\text{m}^3$

第4章 令和8年度一般廃棄物中間処理実施計画

第1節 中間処理計画

1. 可燃ごみ（家庭系・事業系）

名称	中間処理の主体	受入対象
エコ・プラント姫の沢(①)	委託	直営、委託・許可業者、直接搬入
初島清掃工場(②)	委託	直接搬入
中間処理量(＝搬入量)	中間処理残渣の性状	
16,388t	燃え殻・ばいじん(①)、燃え殻(②)	

最終処分量と処分先		資源化量と処理先	
最終処分量	処分先	資源化量	資源化先
11t(②)	姫の沢最終処分場	1,693t(①)	三重中央開発㈱
			ツネイシカムテックス㈱
			メルテック㈱

2. 不燃ごみ（家庭系・事業系）

なし

3. 資源ごみ（家庭系・事業系）

名称	中間処理の主体	受入対象
エコ・プラント姫の沢(①)	委託	直営、委託・許可業者、直接搬入
熱海ふれあい作業所(②)	委託	委託・許可業者、直接搬入
初島清掃工場(③)	委託	直接搬入
中間処理量(＝搬入量)	中間処理残渣の性状	
1,371t	缶プレス・鉄プレス・鉄くず・金属製粗大・スプレー缶・ペット・トレイ・ミックスペーパー(①) カレット(色別)、乾電池、蛍光灯、ガラスくず、セトモノくず(②) 缶プレス・発泡インゴット・生ごみ(③)	

最終処分量と処分先		資源化量と処理先	
最終処分量	処分先	資源化量	資源化先
7t	姫の沢最終処分場	※1	※1

4. 粗大ごみ（家庭系・事業系）

名称	中間処理の主体	受入対象
エコ・プラント姫の沢	委託	直営、許可業者、直接搬入
中間処理量（＝搬入量）	中間処理残渣の性状	
465t	破砕系不燃物、破砕系可燃物、燃え殻	

最終処分量と処分先		資源化量と処理先	
最終処分量	処分先	資源化量	資源化先
※ 2	※ 2	※ 3	※ 3

5. し尿・浄化槽汚泥

名称	中間処理の主体	受入対象
エコ・プラント姫の沢 し尿等中継設備	委託	熱海市一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業者（3社）及び湯河原・真鶴町許可業者（1社※）
中間処理量（＝搬入量）	中間処理残渣の性状	
8,085kℓ	汚泥（沈砂・し渣除去済）	

※ 湯河原町・真鶴町の搬入は真鶴町貯留槽から2町混合搬入

最終処分量と処分先		資源化量と処理先	
最終処分量	処分先	資源化量	資源化先
8,085kℓ	熱海市浄水管理センター	下水道汚泥と混合	エコ・プラント姫の沢

※ 1 第 2 章 令和7年度一般廃棄物抑制・再資源化実施計画（P3）参照

（※焼却灰は除く）

※ 2 3. 資源ごみ（家庭系・事業系）の最終処分量と処分先に含む

※ 3 1. 可燃ごみ（家庭系・事業系）の資源化量及び資源化先に含む

第2節 中間処理施設の概要

事業者	熱海市	熱海市	熱海市	熱海市
処理施設の種類 (処理方法)	ごみ処理施設 (連続燃焼方式)	廃棄物再生利用施設 (機械選別式)	ごみ処理施設 ガス化燃焼炉 (バッチ式)	①し尿等中継設備 ②し尿等受入投入設備
処理施設の名称	エコ・プラント姫の沢	エコ・プラント姫の沢	初島清掃工場	①エコ・プラント姫の沢 ②浄水管理センター
処理施設の所在地	熱海市熱海字笹尻1804-8	熱海市熱海字笹尻1804-8	熱海市初島字清寿735-2	①熱海市熱海字笹尻1804-8 ②熱海市和田浜南町1694-29
処理能力	ごみ 180t/日 下水道汚泥 24t/日 ごみ 90t/日×2炉 下水道汚泥 12t/日×2炉	缶類選別設備 9t/5h 破碎選別設備 10t/5h	1. 16t/日 96. 3kg/6h×2基	①受入槽 30m ³ 貯留槽 100m ³ ②受入槽 10m ³
年間稼働日数	310日	134日	260日	① 297日 ② 246日
年間稼働処理能力	ごみ 55,800t/年 下水道汚泥 7,440t/年	缶類選別設備 1,206t/年 破碎選別設備 1,340t/年	603. 2t/年	① 16,431kℓ/年 ② 16,431kℓ/年
年間予定処理量	ごみ 16,670t/年 下水道汚泥 2,284t/年	缶類選別設備 105t/年 破碎選別設備 639t/年	112t/年	① 8,085kℓ/年 ② 8,085kℓ/年

第3節 中間処理施設の整備計画

1. エコ・プラント姫の沢（ごみ焼却施設・廃棄物再生利用施設）

- (1) 静岡県が策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、3市2町（熱海市, 三島市, 裾野市, 函南町, 長泉町）の副首長で構成されている、「ごみ処理広域化検討協議会」及び専門有識者3名と各市町の部長級で構成される「建設候補地選定委員会」にて広域ごみ処理の検討が進められていることから、広域化の目標年度を踏まえた整備計画を検討する。
- (2) (1) にて検討されている広域化の目標を踏まえ、新施設稼働予定を見据えた令和6年度に策定された長期整備計画に基づき、より効率的で効果的な整備を適切に行い、財政負担の平準化、低減化を行う。

2. 初島清掃工場

- (1) 当該工場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設の届出を必要としない施設であり、小規模な焼却炉が設置されている。焼却炉は平成22年度に休止されていた焼却炉の改修が行われているが、改修から16年目となり、炉体、機器の劣化が表れている。
- (2) 当該清掃工場は平成5年から供用開始されており、現在供用から33年目を迎え建屋の老朽化が顕著である。
- (3) ごみ処理広域化の動向や上記に挙げる現状を鑑み、初島内での中間処理事業の継続の可否及び他自治体の事例などを研究し、清掃工場の建屋及び焼却炉について更新や代替案の検討を行う。

3. エコ・プラント姫の沢し尿等中継設備

- (1) 当該設備は、令和2年度から熱海市・湯河原町・真鶴町し尿等共同処理事業として、エコ・プラント姫の沢内に設置されたし尿等の中継設備であり、し尿等に含まれるし渣及び沈砂の除去を行っている。
- (2) 設置から6年目となり、今後ごみ処理広域化によるエコ・プラント姫の沢の焼却施設や廃棄物再生利用施設の動向に影響を受けることから、広域化におけるし尿等の処理の整備計画が発生した場合は、その計画に沿った整備計画を行うこととする。

4. 浄水管理センターし尿等受入投入設備

- (1) 当該設備は、令和2年度から熱海市・湯河原町・真鶴町し尿等共同処理事業として、浄水管理センター（下水道処理施設）内に設置されたし尿等の受入及び投入設備であり、エコ・プラント姫の沢にて前処理・中継されたし尿等を専用貯留タンク、ポンプにて受入れ、下水汚水と混合処理を行う設備である。
- (2) 3. (2) と同様、広域化におけるし尿等の処理の整備計画が発生した場合は、その計画に沿った整備計画を行うこととする。

第5章 令和8年度一般廃棄物最終処分実施計画

第1節 最終処分計画

廃棄物の種類	発生場所	搬入者	搬入量	最終処分の主体
燃え殻	初島清掃工場	委託	11t	委託
不燃物（破碎系）	エコ・プラント姫の沢	委託	7t	委託
その他	-	直営・委託	123t	委託
合計搬入量			141t	-

第2節 埋立処分地の概要

埋立処分の主体	熱海市
（事業者）	熱海市
埋立処分地名称	熱海市姫の沢最終処分場
埋立処分地所在地	熱海市伊豆山字姫の沢1164-1
埋立地面積	9,840m ²
埋立地全体容量	95,300m ³
埋立地残余容量	12,804m ³
年間予定埋立量	143m ³
埋立終了予定	令和28年
埋立方式	サンドイッチ方式

第3節 埋立計画

1. 埋立計画量

一般廃棄物量	143m ³
覆土量	0 m ³

2. 計画埋立地区（別添図面参照）

第4節 最終処分場整備計画

- (1) 当該最終処分場は、平成3年から供用を開始し35年目の施設となっていることから、埋立施設並びに浸出液処理施設ともに劣化が進行している。
- (2) 令和8年度においては、昨年度に引き続き、破損したガス抜き管の修繕工事を行い、埋立地の機能改善に務める。
- (3) ごみ処理広域化の検討に伴い、今後の最終処分場について影響が発生する可能性があることから、検討状況を鑑み、整備計画を検討することとする。

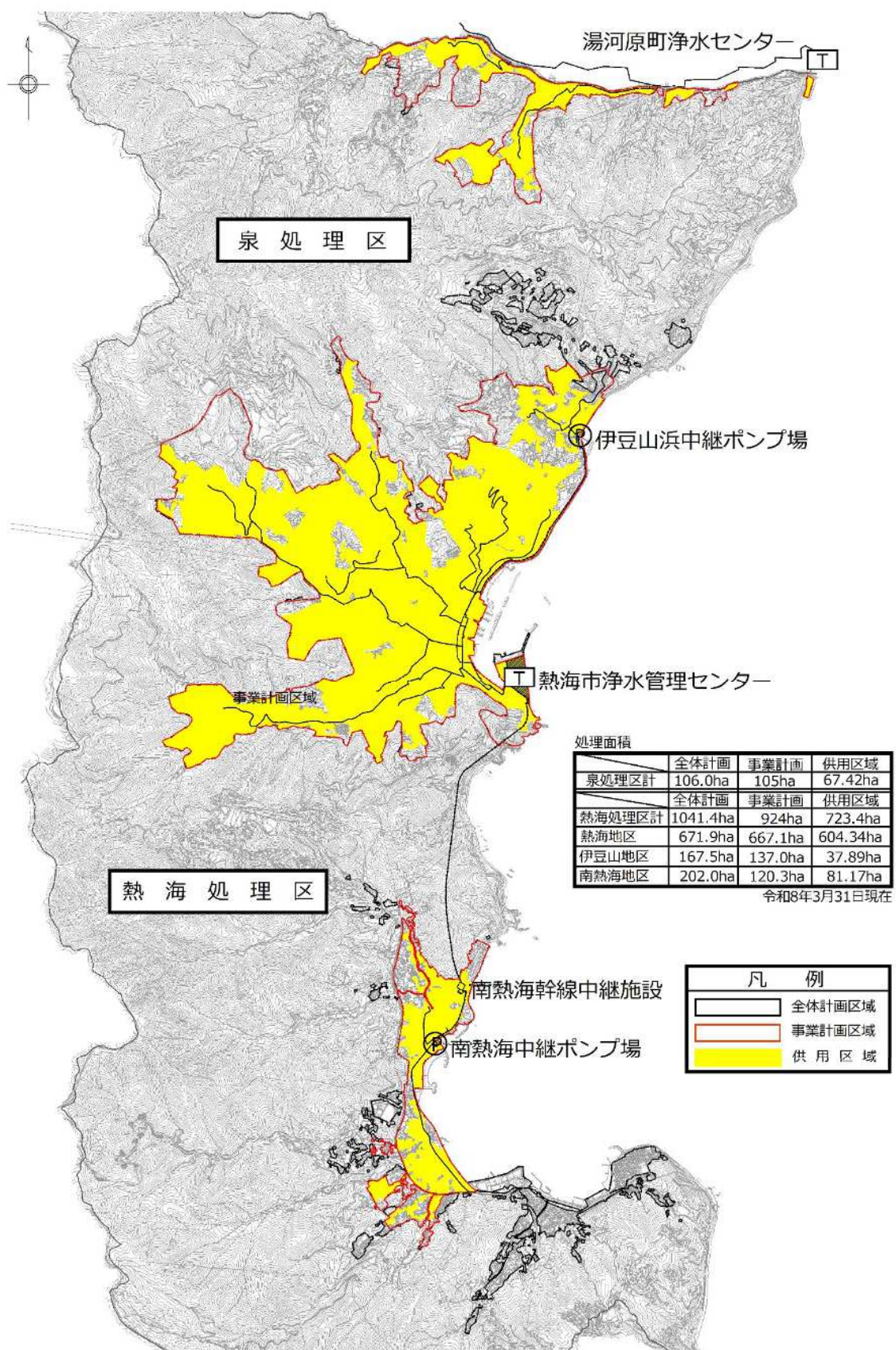
第6章 令和8年度生活排水処理実施計画

第1節 生活排水処理計画

施設名	処理を推進する地域	区域内人口 (うち処理人口)
浄化槽 (し尿汲取り人口を除く)	熱海市	10,051人 (9,846人)
コミュニティープラント※1	-	-
下水道※2	熱海市内	22,459人 (19,847人)
漁業集落排水処理施設	初島島内の一部	104人 (104人)
その他※1	-	-

※1 該当なし

※2 別添「熱海市公共下水道事業計画図」参照



第7章 令和8年度広報啓発活動実施計画

第1節 廃棄物処理関係

1. フリーマーケット等の情報発信

- (1) 市内で開催される市民団体・NPO法人等が開催するフリーマーケット等の情報を、市広報誌・ホームページ・SNS・地域回覧板等で情報発信をすることで、リユースの促進に努める
- (2) フリーマーケット等の実施場所の提供等の協力体制を検討する

2. 効果的な情報発信

- (1) ごみの減量化、分別、リサイクルの促進に関する意識向上を図るため、ごみの出し方やリサイクルに関する情報を、より見やすく・わかりやすく・興味を引くよう発信していく
- (2) 「熱海市ごみ分別・出し方」の冊子を定期的に見直し、強力な情報発信ツールとして活用する

3. 出前講座等による除法の提供

- (1) 自治会やマンション等に働きかけを行い、ごみ・環境に関する出前講座等を積極的に開催し、情報提供だけでなく、意見交換も行う機会を増やす
- (2) 出前講座ではごみの分別や減量に役立つ暮らしのアドバイスなどを行い、市民の自発的な取組を支援する。

4. 環境教育の充実

- (1) 子供の頃から環境教育に触れることで、ごみや資源に関心を持ってもらい、意識の向上を図る
- (2) 副読本や動画教材等を活用し、小中学校等での環境教育の啓発活動を行う
- (3) 出前講座や施設見学会・体験学習等のイベント開催を通じて循環型社会に関する環境教育の推進・充実を図る
- (4) 自治会や市民団体等を対象とした出前講座に加え、地域の特性を活かした体験型プログラムや、市民と行政が協働して取り組む環境プロジェクトを開催できるよう努める

5. 外国人への情報提供・啓発活動

- (1) 多言語に対応した各種ツールを用いて、外国人に向けて周知啓発を行い、適切なごみ分別の推進を図る
- (2) 自治会や共同住宅の管理者と連携し、ごみ集積所における多言語の啓発看板の掲示や、住民へのリーフレット配布などを行い、ごみ出しルールの定着の促進を図る

6. 事業者の自主的・自発的な取組の啓発

- (1) 優れた事業者の取り組みを市ホームページなどのツールにて広報・啓発する
- (2) フードバンク・フードドライブの促進を図るため、活動の紹介を市ホームページなどのツールにて広報・啓発する

第2節 生活排水処理関係

1. 合併処理浄化槽の補助金の拡充及び周知徹底

- (1) 合併処理浄化槽の設置に対する補助金を拡充し、負担軽減を図る
- (2) 制度の周知徹底を行い、生活排水の適正処理と環境保全を推進する

2. 広報誌・チラシの配布

市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板等を活用し、生活排水の処理方法や浄化槽の管理の重要性をわかりやすく伝える

3. 出前講座・学校教育との連携

地域団体への出前講座や小中学校等での環境教育等を通じて、次世代への啓発も行う

4. モデル地区での先進事例紹介

排水処理が進んでいる地区の事例を紹介し、市民の意識向上と行動変容を促す

5. 合併浄化槽への転換促進及び適正な維持管理の徹底

- (1) 合併浄化槽への転換促進及び適正な維持管理（法定点検や保守点検・清掃等）実施徹底するために、県や県浄化槽協会などと協力して住民への個別訪問を実施する
- (2) 法定検査指定検査機関や保守点検業者などの紹介や啓発チラシなどを配布し周知啓発に努める

6. 浄化槽台帳の整備及び国庫補助・県費補助の拡充と連携強化

- (1) 県の整備する浄化槽台帳の整備に協力し、廃止届の未提出による単独浄化槽と合併浄化槽の重複登録や、下水道接続済み世帯との重複登録を解消することで、正確な処理人口や基数の把握に努める
- (2) 国庫補助及び県費補助の拡充により、更なる県と市との連携体制の強化に努める

別添ー１ 令和7～8年度 熱海市一般廃棄物処理許可業者一覧

許可期間：令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日

許可 番号	業者名	業務区分								
		可燃	缶類	ビン	金属	粗大	古紙	し尿	家電	他
1	(有)秋山環境サービス	○	○	○	○	○	○		○	
2	(株)アタミクリーンアップ	○	○	○	○	○	○		○	
3	(有)イズソー	○	○	○	○	○	○		○	
4	(株)スズケイ	○	○	○	○	○	○		○	
5	(有)セイソウサービス	○	○	○	○	○	○		○	○
6	司興業	○	○	○	○	○	○		○	
7	特定非営利法人 熱海ふれあい作業所			○						
8	藤森工業(株)									○
9	(有)二見商店	○	○	○	○	○	○		○	
10	(株)マルダイ	○	○	○	○	○	○		○	
11	(有)山口商店	○	○	○	○	○	○		○	
12	(有)和田	○	○	○	○	○	○		○	○
13	熱海ライフクリーン(株)							○		
14	熱海環境サービス(株)							○		
15	(株)アサヒクリーン							○		

別添－ 2 最終処分場計画埋立地区図面

